

令和7年度 南城市放課後児童クラブ運営事業者募集要領

1. 趣旨

本要領は、令和8年4月1日より、新たに本市にて民間施設を用いて、児童福祉法第6条の3第2項及び南城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（以下「基準条例」という。）に基づいた放課後児童健全育成事業を実施する最適な運営事業者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

2. 本募集における放課後児童クラブ整備の流れ

- (1) 応募者は、応募要件を満たし、必要書類を揃えて応募する。
- (2) 市（または事業者選定委員会）において、書類審査、プレゼンテーションによる審査を行い、運営事業者を選定する。
- (3) 本募集において選定された運営事業者は、本要領の設置場所の基準に沿った場所、及び基準条例の設備基準に沿った施設、配置基準を満たす数の職員を確保し、令和8年4月1日に事業を開始しなければならない。
- (4) 募集する事業の実施場所については、事業者自ら不動産を確保するものとする。

3. 応募資格要件

応募者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 沖縄県内に事業所等を置く次のいずれかに該当する団体等とする。
 - ①社会福祉法人または一般社団法人等
 - ②南城市内放課後児童クラブに在籍する児童の保護者のみで構成された団体
 - ③地域で活動する者によって構成された団体又は児童の健全育成に理解と熱意を有する者で構成された団体
- (2) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な経営基盤及び社会的信望、熱意を有しているものかつ事業を開始するまでに必要な教材や消耗品等を購入する資金を有しており、毎年度の運営費に関し、南城市より放課後児童健全育成事業補助金の交付を受けるまでに必要な資金調達が可能であること。
- (3) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な資格者を確保し、職員の配置基準を満たすことができること。
- (4) 放課後児童健全育成事業を実施する為に必要な物件を確保することができること。
- (5) 政治または宗教を目的としている者でないこと。
- (6) 本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 応募者及び団体等を構成する者並びに本事業に従事する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 民事再生法等に基づき更生又は再生手続き中でないこと。
- (10) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされていないこと。

4. 運営条件

別紙1「南城市放課後児童クラブ運営条件」による。

5. 募集校区

- (1) 大里南小学校区 3支援単位 (主に、大里南小学校の児童を受入れ対象とする。)
※応募は1支援単位でも可。
- (2) 大里北小学校区 1支援単位 (主に、大里北小学校の児童を受入れ対象とする。)

※支援単位とは、児童の集団の規模のこと。1支援単位、おおよそ40名とする。
※(1)、(2)両方の校区の提案をする場合は、校区毎に提出書類を準備し提案すること。

6. 設置場所の基準

- (1) 校区については、募集校区内に設置し、できるだけ学校からの距離が近いことが望ましい。
- (2) 児童が過ごす場所として、周辺の環境に安全面、治安等の問題がないこと。
- (3) 近隣住民と良好な関係が築けること。
- (4) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。

7. 開所準備経費等及び運営の補助金

(1) 開所準備経費等

賃借物件等により事業所の改修等に要する費用については、国、県の補助金実施要綱に基づき、開所前月分の賃借料等を含む場合は1,600,000円、開所前月分の賃借料を含まない場合は1,000,000円を上限に市より補助する(申請時の額を上限とする)。支払い時期については、協議の上決定する。

※開所準備経費等については、国・県の補助金を活用するため、当該補助金の交付決定が受けられない場合は補助を中止することがある。

(2) 賃借料の補助

開所前の改修期間の賃借料は(1)に含めて補助する。補助の対象となる賃借料は開所前月に限り、改修工事着工前から開所前々月までの賃借料は補助の対象外となる。運営開始後の賃借料は、運営費補助金内で補助する。

(3) 運営費

運営開始後の運営費は「南城市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき事業

を実施していると市長が認める場合に「南城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。支払い時期については、年2回概算払いを行い、実績報告に基づき精算を行う。

8. 応募申請手続き及び事前相談

(1) 参加表明書

- ①提出期限：公告の日から令和7年7月22日（火）（土日祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで ※但し、正午から午後1時を除く。
- ②提出様式：参加表明書（様式第1号）
- ③提出方法：持参または郵送（必着）
- ④提出先：南城市健康福祉部こども保育課（1階16番窓口）
※郵送先は本要領13. 担当部署に記載。

(2) 事前相談の申し込みについて

参加表明書を提出した事業者等は、申込手続きの前に必要があれば、事前相談をすることができる。事前相談の申し込みは、次のとおり。

- ①提出期限：令和7年7月22日（火）午後5時まで
- ②提出様式：事前相談依頼書（様式第2号）
- ③提出方法：電子メール
※件名タイトルを「【〇〇法人】学童公募事前相談依頼書」とすること。
- ④提出先：南城市健康福祉部こども保育課 kodomohoiku@city.nanjo.lg.jp

《事前相談日程について》

事前相談は次のとおり実施するが、変更がある場合には、市より連絡する。

- ①事前相談期間：令和7年7月28日（月）から令和7年8月7日（木）までの間
（土日祝日を除く。）
- ②事前相談時間：午前10時から正午、午後1時から午後4時
- ③事前相談場所：南城市健康福祉部こども保育課（1階16番窓口）
- ④相談時間：1事業者1時間程度
（相談日程については、後日電子メールにて通知する。）
- ⑤持参する資料：以下の書類が準備可能な場合は持参すること。
 - ア 自身で確保した物件または実施場所の周辺案内図
 - イ 実施場所の平面図
 - ウ 実施場所の現況写真（カラー印刷にすること。）

※事前相談には、運営及び施設の状況についてわかる方が出席すること（2名以内）。

(3) 質問事項の受付及び回答

- ①受付期間：令和7年8月8日（金）から令和7年8月12日（火）午後5時まで
- ②提出様式：質問書（様式第3号）
- ③提出方法：電子メール
※件名タイトルを「【〇〇法人】学童公募質問書」とすること。
- ④提出先：南城市健康福祉部こども保育課 kodomohoiku@city.nanjo.lg.jp
- ⑤回答期日：令和7年8月15日（金）
応募者に対し電子メールにより回答し、その内容については後日市ホームページに掲載する。

(4) 応募書類受付期間

- ①受付期間：令和7年8月18日（月）から令和7年8月21日（木）
午前9時から午後5時まで ※但し、正午から午後1時を除く。
- ②提出先：南城市健康福祉部こども保育課（1階16番窓口）
※事前連絡のうえ持参すること。
※郵送、電子メール等による提出は不可。
- ③提出書類：別紙2「提出書類一覧表」のとおり
※別紙2は、提出書類のチェックに用い、応募書類と共に提出すること。
- ④提出部数：各12部（正本1部、副本11部（複写可））
 - ア ファイリングし、提出書類毎にインデックスを付けること。
 - イ 両面印刷は不可とする。
 - ウ 書類の規格は、日本工業規格A4判とし、A3判を使用する場合は三つ折りにし、サイズを統一すること。

※提出された書類は、理由の如何に問わず返却しない。

※必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(5) 参加の辞退

- ①提出期限：令和7年8月18日（月）午後5時
※持参する場合は、土日祝日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）。
- ②提出様式：辞退届または任意様式
- ③提出方法：持参又は郵送（必着）
- ④提出先：南城市健康福祉部こども保育課（1階16番窓口）
※郵送先は本要領13. 担当部署に記載。

(6) 提案資格確認結果通知

- ①通知日：令和7年9月上旬予定

②通知方法：電子メール

9. 審査・選定

「南城市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会」を開催し、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション審査）による提案内容の審査・評価を行い、優先交渉権者を選考する。各校区に4事業者以上応募がある場合には、一次審査を通過したものが二次審査に進めることとする。ただし、参加資格要件を満たしていない場合は審査に付さないこととし、その旨を当該事業者へ通知する。

（1）審査方法

① 一次審査（書類審査）

提出された書類をもとに審査評価項目により評価する。

② 二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答による審査）

一次審査の評価に加え、プレゼンテーションによる事業計画内容を、審査評価項目により総合的に評価し、各選定委員の評価の合計を選定委員会評価とする。

（2）審査評価項目

別紙3「南城市放課後児童クラブ運営事業者選定審査基準」による。

（3）候補者の決定

① 応募者が複数の場合

プレゼンテーション審査等において、最も高い点を獲得した者を候補者とし、次点の者を次点候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2事業者以上ある場合には、選定委員会にて審議し、順位を決定する。

※選定委員会の求める水準に満たない場合は選定しない場合もある。

② 応募者が1事業者の場合

プレゼンテーション審査等において、審査を行い評価する。選定委員会の求める水準に満たない場合は選定しない場合もある。

（4）プレゼンテーションの実施について

プレゼンテーション実施要領

① プレゼンテーション時間は、質疑応答を含め、1事業者30分とする。

[提案内容説明15分・質疑15分] ただし、応募数によっては時間の変更がある場合がある。

※プレゼンテーションの出席者は3名までとする。

※プレゼンテーション当日は、本業務に携わる責任者が必ず出席すること。

- ② プレゼンテーションは事業計画書（様式第7号）に沿って説明を行うこと。提出された事業計画書の内容以外の内容は評価の対象としない。

※事業計画の説明資料は、パワーポイント等で作成しても差し支えない。

- ③ 使用機材について

プレゼンテーションの実施にあたり、使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及び電源コードリールは、本市で用意する物を使用して構わない。

10. スケジュール

	項目	時期
1	募集要領の配布	公告の日から 令和7年7月25日（金）17:00まで
2	参加表明書の受付（様式第1号）	令和7年7月22日（火）17:00まで
3	事前相談提出期限（様式第2号）	令和7年7月22日（火）17:00まで
4	事前相談期間 ※日程は後日連絡	令和7年7月28日（月）から 令和7年8月7日（木）の間
5	質問書の受付期間（様式第3号）	令和7年8月8日（金）から 令和7年8月12日（火）17:00まで
6	質問書の回答	令和7年8月15日（金）
7	応募書類等の受付（各種様式） ※別紙2「提出書類一覧」参照	令和7年8月18日（月）9:00から 令和7年8月21日（木）17:00まで
8	辞退届提出期限	令和7年8月18日（月）17:00まで
9	提案資格確認結果通知	令和7年9月上旬（予定）
10	選定委員会 （プレゼンテーション審査）	令和7年9月中旬（予定）
11	審査結果通知	令和7年9月下旬（予定）

11. 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 応募資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽または重大な不備があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) その他法令違反があり、不相当と認められた場合

12. その他

- (1) 本件応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本件の参加において、2社以上の業者で構成される事業体での参加は受け付けない。
- (3) 申請書類は、南城市情報公開条例（平成18年南城市条例第7号）における公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合がある。ただし、法人等の正当な利益を害する恐れのあるものは公開の対象とならない。
- (4) 開所準備経費等に関する補助金については、国県の補助金を活用するため、当該補助金の交付決定が受けられない場合は補助を行わない場合がある。
- (5) 本事業の選定に関して、申請者が南城市放課後児童クラブ運営事業者選定委員やその他の本募集関係者と、直接・間接を問わず接触することを禁ずる。
- (6) 本募集要領に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後の内容を優先して適用するものとする。
- (7) 選定に関する審査内容及び経過等については非公開とする。

13. 担当部署（お問合せ・受付）

《南城市健康福祉部 こども保育課》 担当：佐久本・津波古

所在地：〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

TEL:098-917-5343 FAX:917-5429

Eメール：kodomohoiku@city.nanjo.lg.jp